「地域を支える建設業」検討会議

第 36 回全体会議

長野県提出資料

しあわせ信州

県資料 1	平成 31 年度当初予算（平成 30 年度２月補正予算含む）の概要について
県資料 2	平成 31 年度建設部施策方針について
県資料 3	建設産業の次世代を担う人づくり推進事業について
県資料 4	内訳書の提出等及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直しについて
県資料 5	受注希望型競争入札の実施状況について
県資料 6	舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況について
県資料 7	建設工事における低入札価格調査の実施状況について
県資料 8	土木施設小規模補修工事の当番登録等の変更について
県資料 9	公共工事設計労務単価等の改定について
県資料 10	金抜設計書について
県資料 11	平成 31 年度建設工事等におけるＩＣＴ技術活用の拡充
県資料 12	平成 31 年度道路維持補修業務の民間委託の予定について
県資料 13	地元企業の受注機会の確保に配慮した入札制度について

県資料　1

平 成 31 年 度 当 初 予 算 の 概 要

建設部

予算編成の基本的な考え方

「しあわせ信州創造プラン2.0」に掲げる「いのちを守り育む県づくり」の推進のため、国の「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」の予算を積極的に活用して、防災・減災対策をより一層加速化するとともに、住宅や避難所となる建築物の耐震化などに取り組みます。

これに加え、「産業の生産性が高い県づくり」や「人をひきつける快適な県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」においても、関係部局をはじめ、地域振興局や市町村、地域の皆様など様々な主体と連携・協働し、社会基盤整備の面から下支えできるよう取り組みます。

予 算 額

会　計　名	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)%
一　般　会　計	1300 億 3900 万 6 千円	1010 億 5173 万 5 千円	289 億 8727 万 1 千円	128.7

（参考）

災害復旧費及び直轄事業負担金を除いた額	1072 億 7791 万 1 千円	834 億 6106 万 8 千円	238 億 1684 万 3 千円	128.5

【性質別内訳】

区　分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)%
補助公共事業費	742 億 4081 万 4 千円	504 億 1583 万　円	238 億 2498 万 4 千円	147.3
道路管理課	169 億 3888 万　円	100 億 5000 万　円	68 億 8888 万　円	168.5
道路建設課	274 億 9197 万 3 千円	186 億 4300 万　円	88 億 4897 万 3 千円	147.5
河川課	73 億 6014 万 7 千円	36 億 5533 万　円	37 億　481 万 7 千円	201.4
砂防課	161 億 1088 万　円	119 億 1500 万　円	41 億 9588 万　円	135.2
都市・まちづくり課	63 億 3893 万 4 千円	61 億 5250 万　円	1 億 8643 万 4 千円	103.0
県単独公共事業費	162 億 4139 万 5 千円	162 億　311 万 4 千円	3828 万 1 千円	100.2
道路管理課	92 億　352 万　円	91 億　970 万　円	9382 万　円	101.0
道路建設課	38 億 3862 万 3 千円	38 億 9920 万　円	△ 6057 万 7 千円	98.4
河川課	20 億　87 万 6 千円	20 億 3666 万 4 千円	△ 3578 万 8 千円	98.2
砂防課	4 億 7350 万　円	4 億 5300 万　円	2050 万　円	104.5
都市・まちづくり課	7 億 2487 万 6 千円	7 億　455 万　円	2032 万 6 千円	102.9
公共事業費	904 億 8220 万 9 千円	666 億 1894 万 4 千円	238 億 6326 万 5 千円	135.8

区　　分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)%
その他補助事業費	20億2230万9千円	16億6540万　円	3億5690万9千円	121.4
建築住宅課	20億2230万9千円	16億6540万　円	3億5690万9千円	121.4
その他県単独事業費	56億5823万5千円	52億9919万2千円	3億5904万3千円	106.8
道路管理課	6億3482万5千円	7億9547万4千円	△　1億6064万9千円	79.8
道路建設課	8億5103万　円	7億6700万　円	8403万　円	111.0
河川課	10億6870万　円	6億5498万7千円	4億1371万3千円	163.2
砂防課	7972万4千円	8644万7千円	△　672万3千円	92.2
都市・まちづくり課	6億5595万2千円	6億1884万7千円	3710万5千円	106.0
建築住宅課	2億6382万8千円	1億6637万8千円	9745万　円	158.6
施設課	21億　417万6千円	22億1005万9千円	△　1億　588万3千円	95.2
災害復旧費	46億5809万5千円	40億2666万7千円	6億3142万8千円	115.7
補助災害復旧費	45億4602万3千円	39億1807万5千円	6億2794万8千円	116.0
県単独災害復旧費	1億1207万2千円	1億　859万2千円	348万　円	103.2
直轄事業負担金	181億　300万　円	135億6400万　円	45億3900万　円	133.5
その他行政費	89億1002万4千円	96億7239万8千円	△　7億6237万4千円	92.1
道路管理課	6億7173万4千円	7億8731万6千円	△　1億1558万2千円	85.3
道路建設課	4702万3千円	5545万5千円	△　843万2千円	84.8
河川課	8億7804万5千円	8億4365万6千円	3438万9千円	104.1
砂防課	2億8118万8千円	2億6259万3千円	1859万5千円	107.1
都市・まちづくり課	10億7044万8千円	8億9544万　円	1億7500万8千円	119.5
建築住宅課	22億8595万3千円	22億8702万4千円	△　107万1千円	100.0
施設課	914万1千円	664万　円	250万1千円	137.7
リニア整備推進局	6642万3千円	6279万3千円	363万　円	105.8
建設政策課	36億　6万9千円	44億7148万1千円	△　8億7141万2千円	80.5
公債費	2億　513万4千円	2億　513万4千円	0　円	100.0

【課別内訳】

課　　名	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)%
道路管理課	274億4895万9千円	207億4249万　円	67億646万9千円	132.3
道路建設課	322億2864万9千円	233億6465万5千円	88億6399万4千円	137.9
河川課	159億6586万3千円	112億1730万4千円	47億4855万9千円	142.3
（参考）災害復旧費を除いた額	113億776万8千円	71億9063万7千円	41億1713万1千円	157.3
砂防課	169億4529万2千円	127億1704万　円	42億2825万2千円	133.2
都市・まちづくり課	87億9021万　円	83億7133万7千円	4億1887万3千円	105.0
建築住宅課	45億7209万　円	41億1880万2千円	4億5328万8千円	111.0
施設課	21億1331万7千円	22億1669万9千円	△　1億　338万2千円	95.3
リニア整備推進局	6642万3千円	6279万3千円	363万　円	105.8
建設政策課	219億　820万3千円	182億4061万5千円	36億6758万8千円	120.1

（参考）

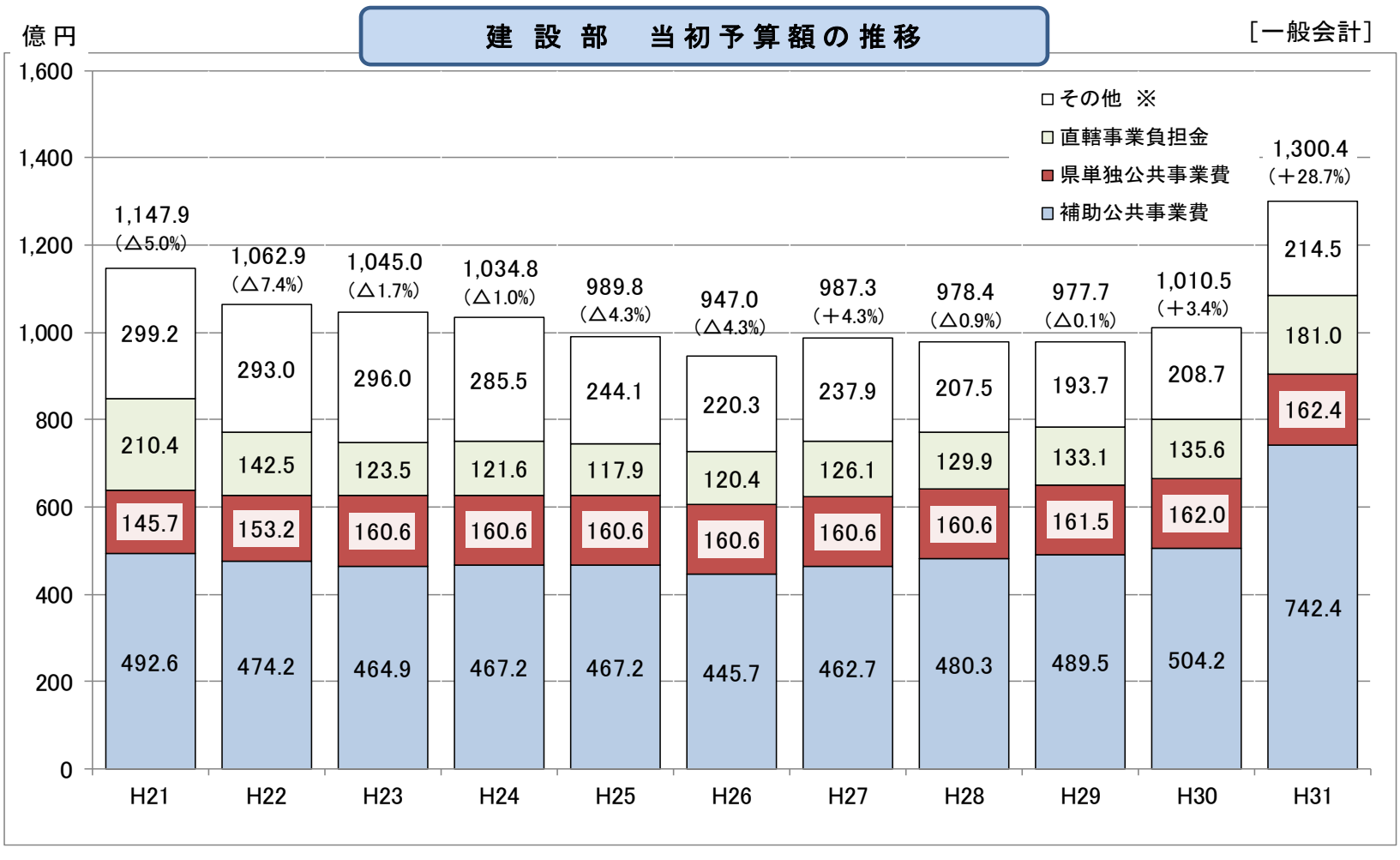

※その他補助・その他県単独・補助災害県単独災害・その他行政　等□

「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」

建設部

１　事業概要

近年頻発する地震や豪雨などの激甚な災害で明らかとなった課題に対応するため、平成30年11月に取りまとめられた「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策について、平成30年度から３年間で集中的に実施します。

２　３か年緊急対策に係る予算（補助公共事業費）

事業区分	H31当初予算	H30.2月補正（国補正対応分）
河川事業	3,748,180	3,965,838
砂防事業	9,972,560	3,791,840
道路事業	15,992,280	15,325,709
道路管理課	6,158,880	12,684,525
道路建設課	9,353,400	2,042,684
都市・まちづくり課	480,000	598,500
計	29,713,020	23,083,387

３　主な事業

・河川内の樹木・堆積土の除去

氾濫危険性を解消するため多くの住宅や重要施設のある箇所において、土砂や樹木（根を含む）の除去を実施します。

・重要交通網等を保全する砂防堰堤の整備

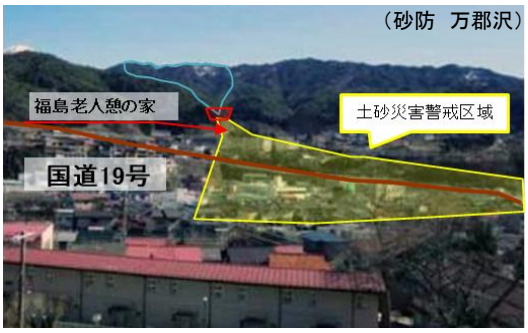

インフラ･ライフラインを保全する砂防施設等を前倒しして整備します。

・災害に強い道路整備　（法面崩落対策）

（国）151号（阿南町　新野拡幅）

特に落石や法面崩落等の危険性が高い箇所について、法面対策やバイパス整備による危険箇所回避等の緊急対策を実施します。

（大雪時の車両滞留対策）

（国）117号（野沢温泉村　虫生）

特に勾配が急な箇所など車両がスタックする可能性が高い箇所について、無散水消雪施設設置等の緊急対策を実施します。

平成31年度建設部施策方針

「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けて

県資料　2

しあわせ信州創造プラン2.0推進中

第36回全国都市緑化信州フェア 信州花フェスタ2019 ～北アルプスの贈りもの～ 2019.4.25[Thu]-6.16[Sun]

～「学びと自治の力」が推進エンジンとなって政策を展開～

平成31年度　建設部予算額　1,300億3,900万6千円　うち公共事業費　904億8,220万9千円

（平成30年度　建設部当初予算額1,010億5,173万5千円　うち公共事業費666億1,894万4千円）

1　産業の生産性が高い県づくり

（１）地域内経済循環の促進
◆信州の木自給圏の構築、エネルギー自立地域の確立
○環境配慮型住宅普及促進事業【CP】

（２）地域に根差した産業の振興
◆暮らしを支える建設産業
○建設産業の次世代を担う人づくり推進事業【新】

（３）郷学郷就の産業人材育成・確保
◆人口減少時代の産業人材育成・確保
○信州木のある暮らし推進事業　○建設産業の次世代を担う人づくり推進事業(再掲)【新】

2　人をひきつける快適な県づくり

（１）信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大
◆移住・交流の新展開
○信州木のある暮らし推進事業(再掲)　○信州の多様な住まい方検討事業【新】
○古民家等あんしん活用推進事業【新】

（２）世界を魅了するしあわせ観光地域づくり
◆観光地域としての基盤づくり、世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略
○外国人にもわかりやすい案内標識整備事業【新】　○「Japan Alps Cycling」ブランド構築事業【新】
○観光地の景観整備（沿道美化事業）【森】　○観光地関連道路整備事業
○電柱のない安全で快適な道づくり事業　○「道の駅」整備・リニューアル事業
○古民家等あんしん活用推進事業(再掲)【新】

（３）市街地の活性化と快適な生活空間の創造
◆潤いのあるまち・むらづくり、官民施設の有効活用
○信州地域デザインセンター事業【創】【CP】　○全国都市緑化信州フェア推進事業　○都市公園事業
○まちなかの緑地整備事業【CP】【森】　○まちづくり推進事業　○景観推進事業　○市街地整備事業
○環境配慮型住宅普及促進事業(再掲)【CP】　○信州の多様な住まい方検討事業(再掲)【新】
○空き家適正管理促進事業　○古民家等あんしん活用推進事業(再掲)【新】　○県営住宅管理事業
○県営住宅『5R』プロジェクト推進事業　○県民との協働による沿道美化活動支援事業
○水害に強い地域づくりと良好な河川環境の保全・創出に取り組む事業（河川改修・環境整備事業）

（４）生活を支える地域交通の確保
◆自家用車に依存しない地域づくり、生活の基盤となる道路網の整備
○道路見える化事業（イライラ箇所の解消）　○有料道路の利用者負担軽減事業
○緊急合同点検を踏まえた通学路安全対策事業　○道路の長寿命化修繕事業
○道路への倒木防止事業（危険木の伐採）【新】【森】　○冬期交通を確保する除雪・雪寒対策事業
○過疎地域等市町村道整備県代行事業　○自動運転サービス導入に取り組む市町村の支援
○市街地整備事業(再掲)

（５）本州中央部広域交流圏の形成
◆鉄道の整備促進・利便性向上、高規格幹線道路・地域高規格道路の整備
○リニア中央新幹線活用地域振興事業　○リニアを活かした交流圏拡大道路整備事業
○高規格幹線道路整備推進事業　○地域高規格道路整備事業　○スマートICの整備促進

3　いのちを守り育む県づくり

（１）県土の強靭化
◆消防防災体制の充実、災害に強いインフラ整備
○大洪水対策推進事業（河川整備計画作成、ダム再生計画作成、危機管理型水位計設置等）
○河川改修・環境整備事業(再掲)　○河畔林整備事業【森】
○要配慮者利用施設・避難所を守る土砂災害対策推進事業　○土石流発生時の流木対策推進事業
○赤牛先生による地域での防災教育事業【新】【創】
○緊急輸送路の防災対策強化事業（道路改築、道路法面防災、橋梁耐震補強）
○電柱のない安全で快適な道づくり事業(再掲)　○冬期交通を確保する除雪・雪寒対策事業(再掲)
○住宅・建築物耐震改修総合支援事業　○公共施設耐震対策事業　○克雪住宅普及促進事業

○防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策
近年頻発する地震や豪雨などの激甚な災害で明らかとなった課題に対応するため、平成30年11月に取りまとめられた「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策について、ソフト・ハードの両面から、平成30年度からの3年間で集中的に実施

（２）生命・生活リスクの軽減
◆交通安全対策の推進
○緊急合同点検を踏まえた通学路安全対策事業(再掲)
○道路見える化事業（ハラハラ箇所の解消）　○市街地整備事業(再掲)

（３）地球環境への貢献
◆脱炭素社会の構築、生物多様性の保全、水・大気環境等の保全
○環境配慮型住宅普及促進事業(再掲)【CP】　○トンネル照明LED化事業
○河川改修・環境整備事業(再掲)

4　誰にでも居場所と出番がある県づくり

（１）多様性を尊重する共生社会づくり
◆社会的援護の促進
○県営住宅『5R』プロジェクト推進事業(再掲)　○県営住宅管理事業(再掲)
○新たな住宅セーフティネット普及事業

（２）若者のライフデザインの希望実現
◆魅力ある子育て環境づくり
○県営住宅『5R』プロジェクト推進事業(再掲)

地域発のインフラ整備

○地域戦略推進型公共事業
地域の強みや特色を最大限に活かした地域振興を進めるため、地域のニーズを把握し、県・市町村・地域・民間事業者等の多様な主体による施策をパッケージ化して実施

【新】:新規事業　【創】:しあわせ信州創造経費　【CP】:「未来に続く魅力あるまちづくりプロジェクト」関連事業
【森】:森林税活用事業

県資料３

建設産業の次世代を担う人づくり推進事業について

１ 事 業 概 要

(1)事業の目的

建設部門の専門教育を受けた数少ない高校生※1を一人でも多く建設業・測量設計業など地域を支える企業への就業につなげる。

※１ H29卒業公立高校卒業生の約21%、3,299人

裾花川ｳｫｰｷﾝｸﾞﾛｰﾄﾞの看板設置

(2)事業の必要性

建設産業は全産業に比べ若手比率の低下と高年齢化の進行が速く、持続的に地域を支えるには、建設産業への就業促進が必要。

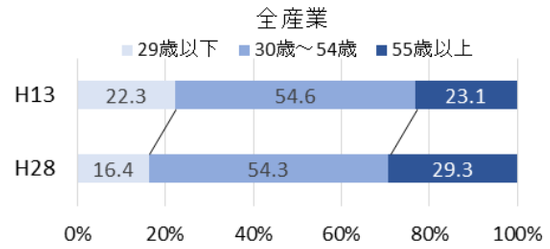

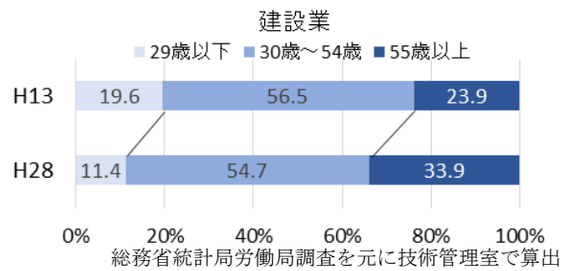

総務省統計局労働局調査を元に技術管理室で算出

(3)事業内容

これまで実施してきた工事現場見学など建設産業の広報（ゼロ予算事業）に加え、産学官連携により、教育現場に必要な専門性を補完し、実践的かつ直接的に若者に働きかけ、建設産業への理解を深め、就業意欲の向上を図る。

事　業		建設技術実践プロジェクト事業 【建設産業の魅力を体感】	『2級土木・建築施工管理技士』注1 資格取得支援事業 【担い手の育成、離職防止】
対　象		建設系学科高校生（3校注2）	建設系学科高校生等（13校注3）
事業概要		一線で活躍する技術者の指導のもと、県が提供する実際の建設現場で、測量、設計、工事のプロセスを自ら実践。	県下4会場(北信、東信、中信、南信)で実践的な資格の取得を支援する学科試験の準備講座を開催。
役割分担	産	技術者の派遣 資機材(重機、測量機器等)の提供	企画、講師・会場の手配 会場費等の費用負担
	学	カリキュラムの編成、マネジメント	資格取得の動機付け
	官	建設現場提供、講師費用負担	講師費用負担
事業効果		県内建設産業への就職率向上	合格率向上、意欲高い即戦力の育成

注1　土木技術の基礎知識を証明する国家資格。主任技術者として責任ある立場で仕事ができる。
注2　飯田OIDE長姫、南安曇農業、長野工業
注3　注2の3校のほか、下高井農林、中野立志館、須坂創成、上田千曲、丸子修学館、佐久平総合技術、上伊那農業、木曽青峰、池田工業、長野高専

(4)事業費　平成31年度予算額　2,381千円（新規）

信州花フェスタ安曇野会場入口での石庭づくり

資格試験の準備講座

２ 建設産業の担い手確保・育成、働き方改革に資する19の取組

平成30年度長野県就労促進・働き方改革戦略会議の建設分野別会議においてとりまとめた建設産業の担い手確保・育成、働き方改革に資する次の「19の取組※2」を産・学・官の関係機関※3が連携を強化して実行していく。

※2 「建設産業の次世代を担う人づくり推進事業」は、19の取組の①と②に該当
※3　産：建設業振興基金、長野県建設業協会、長野県測量設計業協会、長野県建設労働組合連合会
学：長野県高校校長会工業部会
官：長野労働局、関東地方整備局、(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部、長野県

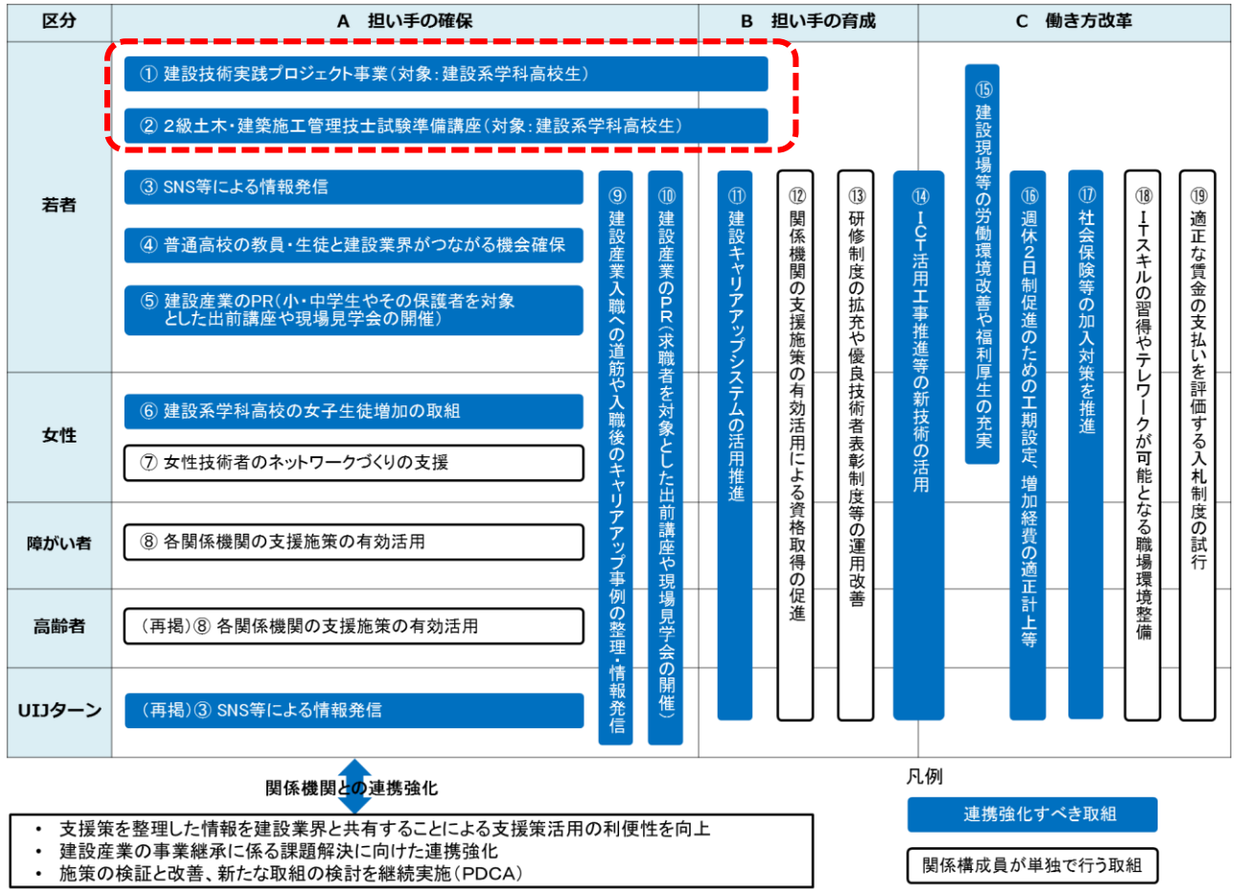

県資料　4

建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直しについて

［取組番号 35］

1　現状

① 内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、「積算根拠の明確化」と「施工体制の適正化」を目的として、一定規模以上の工事において、入札時に内訳書等の提出及び下請要件を確認する資料の提出を義務付けている。

② また、県外企業が入札参加する案件で、地域の雇用を確保する必要がある場合に、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示す「県内下請比率」を要件として設定している。

③ 本方式は、「積算根拠の明確化」により下請負人を保護するために、平成 17 年 4 月から試行しているものであるが、その後発出された「建設業法令遵守ガイドライン(平成 19 年 6 月国土交通省)」に基づき、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引、施工体制の適正化等により、下請負人の保護に関する制度が充実してきている。

④ さらに本方式は入札時に下請負人への見積依頼や書類作成提出を求めることから、受注者及び下請負人に負担を強いており、改善を求められている。

【参考：「下請１１０番」相談件数　H17：48 件 →H30：0件】

2　見直し内容

内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、県外企業が下請けを活用する工事（橋梁上部工工事等）のみを対象とし、一定規模以上の工事における内訳書等の提出義務を廃止する。

①・予定価格が概ね２億円以上の大規模工事
　・予定価格が 8,000 万円以上の土木一式および建築一式工事　⇨【廃止】

②　県外企業が入札参加する案件の場合において、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示す「県内下請比率」を要件として設定する工事　⇨【継続】

3　効果

受発注者の負担の軽減と入札手続き期間の短縮が図られる。（34 日→25 日）

4　実施時期

平成３１年３月の公告案件から適用

事 務 手 続 き フ ロ ー

受注希望型競争入札

	概ねの日数 期間	延べ
入札公告		
質問書受付・回答	16日間	
入札書等提出期限		
開　　札		16日
予定価格の公表	3日間	
疑義申立て受付		
落札候補通知書発行	1日間	19日
入札資格審査書類提出	2日間	20日
審査	3日間	22日
落札者決定・通知		**25日**

内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札

	概ねの日数 期間	延べ
入札公告		
質問書受付・回答		
	※1 **24日間**	
※2 入札書等提出期限（下請要件を確認する資料提出）		
開　　札		24日
予定価格の公表	3日間	
疑義申立て受付		
落札候補通知書発行	1日間	27日
入札資格審査書類提出 ※3	**3日間**	28日
審査	3日間	31日
落札者決定・通知		**34日**

実質的な下請負人の拘束（最大27日間）

※１入札手続き期間を長く設定している理由

①工事費内訳書の作成
　応札者自らの積算ではなく、下請負予定者からの見積を基に積算を行い、工事内訳書を作成するため、見積徴収等に必要な日数を見込む必要がある。

②施工体系図の作成
　入札時に各下請負人の施工分担と配置技術者を確定させ、施工体系図を作成する必要があることから、下請予定者との調整に必要な日数を見込む必要がある。

●上記に加え、下請負人の途中変更が認められないこと、また入札公告から落札候補者決定までの間、下請負人が実質的に拘束されることから、受注者及び下請負人の負担となっている。

※２応札者全員の提出書類　（H31.3~県内本店の場合廃止）
・備考欄に下請負人の商号又は名称を記載した「工事費内訳書」
・下請金額を入れた「施工体系図」

※３落札候補者の提出書類（H31.3~県内本店の場合廃止）
・下請負人が作成した「見積書」
・下請負人の商号又は名称を記載した「施工体制台帳」
・下請負人が配置を予定している技術者の資格証の写し

県資料５

受注希望型競争入札の実施状況について

技術管理室

Ⅰ　受注希望型競争入札の状況（平成31年１月末現在）

１ 建設工事　（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 平成29・30年度の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区　分		開札合計（件）	応札なし	不調	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)
平成29年度	4月	16	0	1	15	20.2	92.9
	5月	34	0	2	32	10.1	92.2
	6月	120	2	1	117	10.4	92.5
	7月	181	1	3	177	8.9	92.7
	8月	202	0	13	189	8.7	92.7
	9月	240	7	5	228	7.9	92.6
	10月	122	4	8	110	6.7	92.6
	11月	122	4	7	111	7.2	92.3
	12月	124	5	1	118	6.8	93.2
	1月	116	3	7	106	7.5	92.8
	2月	210	3	4	203	10.0	92.7
	3月	110	1	3	106	9.7	93.0
合　計		1,597	30	55	1,512	8.6	92.7
平成30年度	4月	81	0	2	79	11.8	92.9
	5月	56	0	0	56	10.9	92.9
	6月	106	1	2	103	10.6	93.0
	7月	211	2	2	207	8.4	92.9
	8月	188	11	5	172	7.3	92.8
	9月	238	9	4	225	6.0	93.1
	10月	135	10	12	113	5.6	93.6
	11月	183	13	5	165	5.1	93.2
	12月	134	13	3	118	5.9	93.0
	1月	129	8	5	116	6.1	93.5
	2月						
	3月						
合　計		1,461	67	40	1,354	7.3	93.1

(2) 近年の入札状況

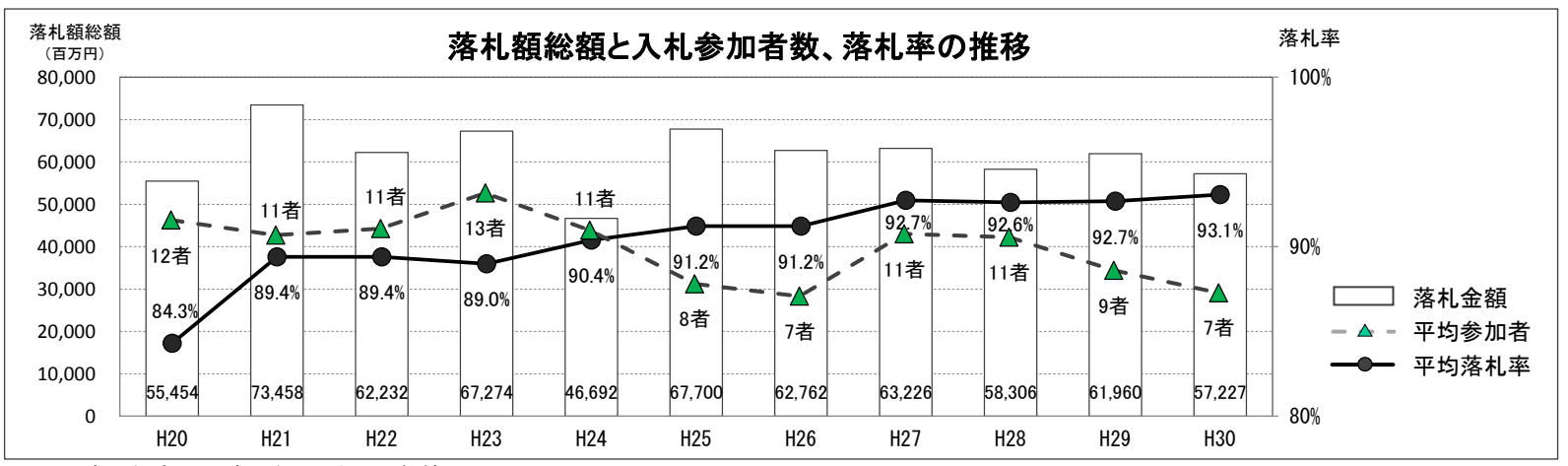

※ 平成30年度は平成31年1月までの数値

(3) 地域別(10ブロック）の動向

		佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北ｱﾙﾌﾟｽ	長野	北信	全県
平成29年度	平均参加者数（者）	12.5	7.2	8.9	6.6	11.3	3.9	6.1	5.3	10.8	8.9	8.6
	平均落札率（%）	92.4	92.5	92.1	92.4	92.3	96.3	92.7	93.5	92.4	92.3	92.7
	地元受注率（件数）（%）	92.4	84.5	94.8	82.4	93.1	87.5	96.8	91.0	96.1	82.9	91.7
	地元受注率（金額）（%）	78.6	68.2	86.6	63.4	84.3	78.0	78.5	59.1	91.4	62.9	76.2

		佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北ｱﾙﾌﾟｽ	長野	北信	全県
平成30年度	平均参加者数（者）	12.5	6.9	6.2	6.8	7.8	3.1	5.4	4.9	9.1	7.2	7.3
	平均落札率（%）	92.6	92.2	92.5	93.0	92.5	97.6	93.7	93.9	92.5	92.5	93.1
	地元受注率（件数）（%）	90.4	89.0	94.7	89.9	95.8	93.7	95.2	93.6	97.3	87.5	93.7
	地元受注率（金額）（%）	48.4	75.3	93.2	80.8	90.4	92.9	90.0	95.2	97.4	85.2	85.7

※ 平成30年度は平成31年1月までの数値

２ 委託業務　（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 平成29・30年度の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区　分		開札合計（件）	応札なし	不調	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)
平成29年度	4月	11	0	0	11	16.8	90.1
	5月	88	0	0	88	19.4	89.7
	6月	157	0	1	156	18.7	89.6
	7月	174	0	0	174	20.5	89.8
	8月	195	0	2	193	16.1	90.0
	9月	164	0	1	163	16.6	89.7
	10月	133	2	3	128	17.3	89.8
	11月	107	0	1	106	15.7	89.6
	12月	108	0	1	107	15.8	89.9
	1月	84	1	0	83	17.2	89.8
	2月	94	0	0	94	17.2	89.7
	3月	25	0	0	25	17.2	88.6
合　計		1,340	3	9	1,328	17.5	89.8
平成30年度	4月	33	0	1	32	17.9	89.7
	5月	93	0	2	91	18.3	89.6
	6月	164	0	0	164	18.5	89.8
	7月	221	0	0	221	16.6	89.9
	8月	191	0	1	190	14.4	89.8
	9月	207	1	0	206	15.7	89.7
	10月	156	2	1	153	13.3	89.6
	11月	167	3	1	163	13.7	89.3
	12月	82	2	0	80	14.6	90.1
	1月	151	2	0	149	15.2	90.0
	2月						
	3月						
合　計		1,465	10	6	1,449	15.6	89.8

(2) 近年の入札状況

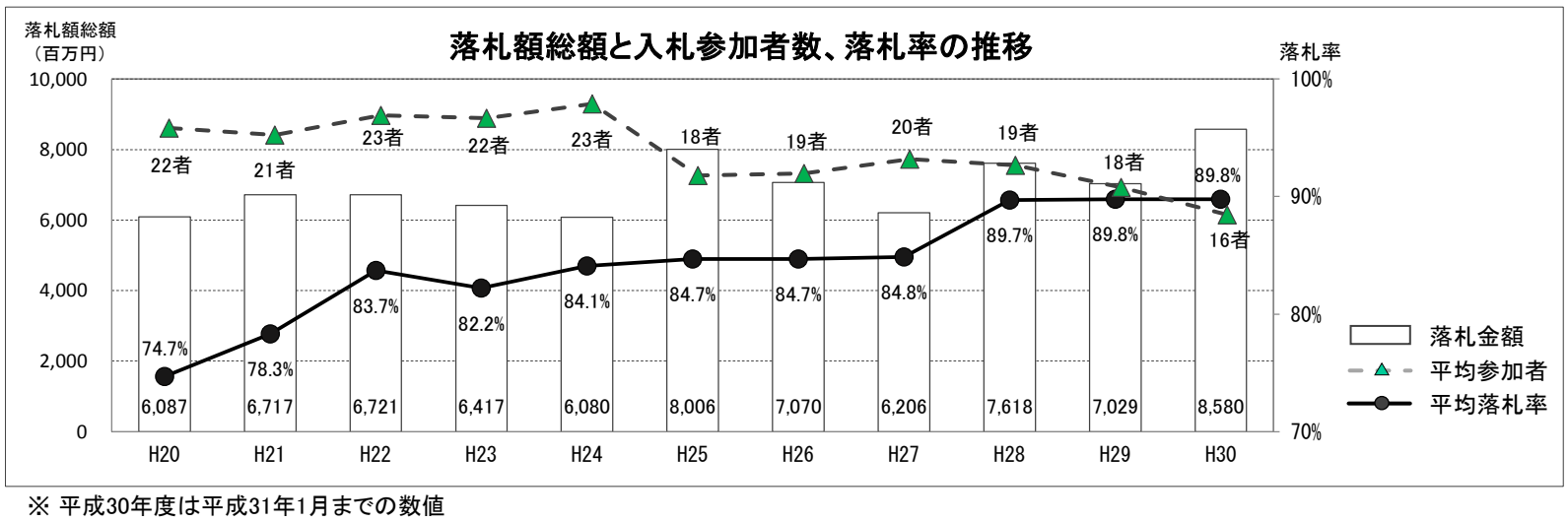

※ 平成30年度は平成31年1月までの数値

Ⅱ　総合評価落札方式の状況（平成30年12月末現在）

（単位：件）

区分		平成16～26年度（～H20試行）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備　考
工事	技術等提案型	38	5	3	5	1	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	4,907	387	464	453	396	
	簡易Ⅱ型	－	－	－	26	68	
	計	4,945	392	467	484	465	
委託業務	技術等提案型	55	4	4	6	3	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	1,963	207	297	367	466	
	簡易Ⅱ型	－	－	－	228	254	
	計	2,018	211	301	601	723	
合計		6,963	603	768	1,085	1,188	

県資料 6

平成 31 年3月 11 日 建設部 技術管理室

舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行状況について

1 取組内容

舗装工事において、同額入札が多数となり、「受注希望型」の案件では「くじ引き」により落札者を決定していることが常態化している。このため、価格以外の要素も加味して総合的に優位な者を落札者とする「簡易Ⅱ型」を平成 30 年 1 月以降の公告案件より試行している。

舗装工事の総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の評価項目

評価項目			評価点	
① 工事成績	評価点＝2点×（工事成績点−65）／（最高工事成績点−65）		2.0	
② 施工体制	直営で施工する者(2.0点)		2.0	最大 4.0
	アスファルトフィニッシャーの自社保有の有無(2.0点)			
③ 地域要件	当該市町村等本店を置く者(2.0点)		2.0	
	工事場所の近隣での工事実績を有する者(2.0点)			
④ 社会貢献	長野県又は長野県内市町村の道路除融雪の契約実績を有する者(2.0点)		2.0	
	県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修を契約している者(2.0点)			
⑤ 技術者 配置	主任技術者を専任配置する場合(2.0点)		2.0	
	主任技術者に若手技術者（40歳未満）を配置する場合(2.0点)			
価格以外の評価点				6.0
価格点				94.0
総合評価点				100

※評価項目は、①は必須、②～⑤は２項目を選択。評価項目は、案件ごと定める。

2 総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行状況（H30.12 末）

発注機関	開札案件						備考
		応札者数（案件当り）	くじ引き案件数	くじ引き発生率	くじ引き対象者数（案件当り）	平均落札率	
佐久建設事務所	7	12.6	6	85.7%	5.8	92.5%	
上田建設事務所	3	6.7	3	100%	3.0	92.5%	
諏訪建設事務所	4	5.5	1	25.0%	4.0	92.5%	
伊那建設事務所	2	7.5				92.7%	
飯田建設事務所	12	3.7	3	25%	5.7	91.5%	
木曽建設事務所	1	3.0				98.6%	
松本建設事務所	5	16.2	4	80%	4.8	92.2%	
安曇野建設事務所	4	2.5	1	25.0%	3.0	95.7%	
大町建設事務所	5	7.4				93.7%	
千曲建設事務所	1	2.0	1	100%	2.0	92.5%	
須坂建設事務所	1	2.0				92.6%	
長野建設事務所	10	16.7	10	100%	12.7	93.3%	
北信建設事務所	4	5.0	3	75.0%	4.3	92.8%	
その他	8	5.3	2	25.0%	4.0	92.5%	
計	**67**	**9.8**	**34**	**50.7%**	**7.0**	**92.8%**	

3 舗装工事におけるくじ引き発生状況（H30.12 末）

項目		H29				H30.12末				備考
		案件数	くじ引き数	率	くじ引き対象者数（案件当り）	案件数	くじ引き数	率	くじ引き対象者数（案件当り）	
受注希望型競争入札		125	74	59.2%	9.6	66	34	51.5%	6.4	
総合評価落札方式		63	21	33.3%	6.4	96	36	37.5%	6.7	
	簡易型	37	6	16.2%	2.5	29	2	6.9%	2.5	
	Ⅱ型	26	15	57.7%	6.5	67	34	50.7%	7.0	
計		**188**	**95**	**50.5%**	**8.9**	**162**	**70**	**43.2%**	**6.6**	

県資料　7

建設部　技術管理室

建設工事における低入札価格調査の実施状況について

1　取組内容

【取組番号 16】

建設工事における受注希望型競争入札では、平成 30 年４月以降の公告案件より低入札価格調査を実施している。

①調査対象
　予定価格の９０%未満（総合評価落札方式は予定価格の９０～９２．５%の変動制）の落札候補者
②低入札価格調査
　落札候補者通知日の翌日から起算して２日以内に調査書類提出
③技術者配置
　主任技術者と同等の技術者を別途配置または主任技術者を専任配置
④落札候補者の辞退
　可能　ただし年３回以上の辞退で入札参加制限

2　低入札価格調査の実施状況（H29 以前は契約後確認調査）

年　度	H27	H28	H29	H30. 12 月末時点		
調査対象件数（件）	121	118	102	74	受注希望	35
					総合評価	39
全件数（件）	1, 789	1, 759	1, 512	1, 161	受注希望	738
					総合評価	423
発生率（%）	6. 8	6. 7	6. 7	6. 4	受注希望	4. 7
					総合評価	9. 2
辞退者数（者）	2	2	4	8	受注希望	1
					総合評価	7

3　入札動向（H30 年度は 9 月末時点）

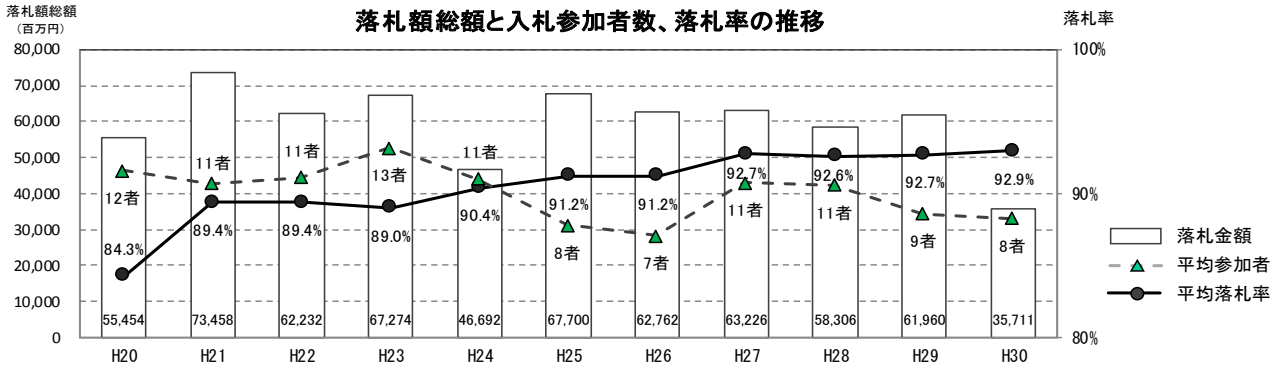

4　今後の予定

受発注者双方において、現時点で制度導入に伴う問題は特に発生していない。また、入札動向への影響も見られないことから、引き続き、入札動向の推移を注視しながら本制度を継続する。

県資料 8

土木施設小規模補修工事の当番登録等の変更について

技術管理室

河川、砂防、都市公園の土木施設に関する小規模補修工事について、平成31年４月以降の当番登録者の公募において、下記のとおり当番登録の有効期間等の変更を行った。

記

１　当番登録の有効期間の変更

（１）有効期間

- 有効期間を、従前の１年間から２年間（H31.4.1～H33.3.31）に延伸。
- 当番表は、従来どおり、３月に前期分（４月～９月）、９月に後期分（10月～翌３月）を公表。

（２）新規募集、登録解除の対応

- 当番登録の新規募集及び登録解除は、年度毎に実施。
- 新規募集及び登録解除は、平成32年１月から３月に実施予定。

（３）夜間連絡先、資材等の保有状況等の変更

- 当番業者が、当番登録期間中に、夜間連絡先、資材等の保有状況等を変更する場合は、当番業者が、当番登録申請時に使用する該当様式に変更箇所が分かるように記載し、当番登録を申請した現地機関に提出する。

２　工事の依頼の辞退

- 当番業者は、発注依頼の連絡を受けた時、現地機関から道路維持補修工事等の依頼を別に受けたことにより、土木施設小規模補修工事取扱要領に基づく依頼を受けることができない場合は、辞退することができる。
- ただし、この他の理由により、年度内に２回辞退した業者は、その年度内で次回以降の当番登録は無効とする。また、次年度の当番表に登録しない。

３　その他

- 将来的には、当番登録の有効期限をなくし、業者登録の新規募集及び当番登録の解除を年１回行うことを模索。
- 新規募集や登録解除は、長野県建設工事入札参加資格の資格付与後の実施を検討。

県資料　９

建設部　技術管理室

公共工事設計労務単価等の改定について

県が発注する建設工事及び測量・設計等委託業務の予定価格の算定に用いる労務単価及び技術者単価を、平成 31 年４月１日に改定し適用します。

１　建設工事の労務単価

主要８職種※の平均労務単価　　～前年度比約 3.8%の上昇～

改　定　日	H29. 3. 1	H30. 3. 1	（増減）	H31. 4. 1	（増減）
長　野　県	19, 700 円	20, 163 円	(+2. 4%)	20, 938 円	(+3. 8%)

※　県の土木工事で多く用いられる特殊作業員、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、型枠工の８職種

公共工事設計労務単価の推移〔長野県・主要８職種単純平均〕

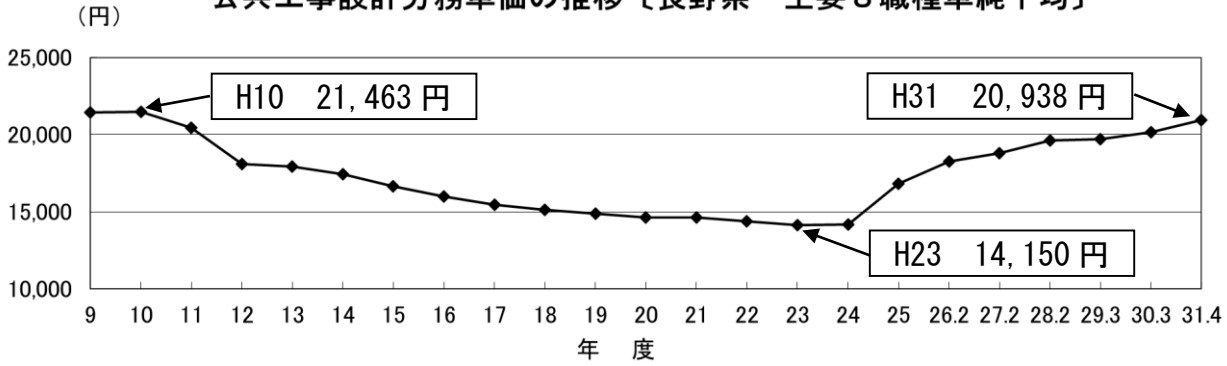

【 労務単価と必要経費のイメージ図 】

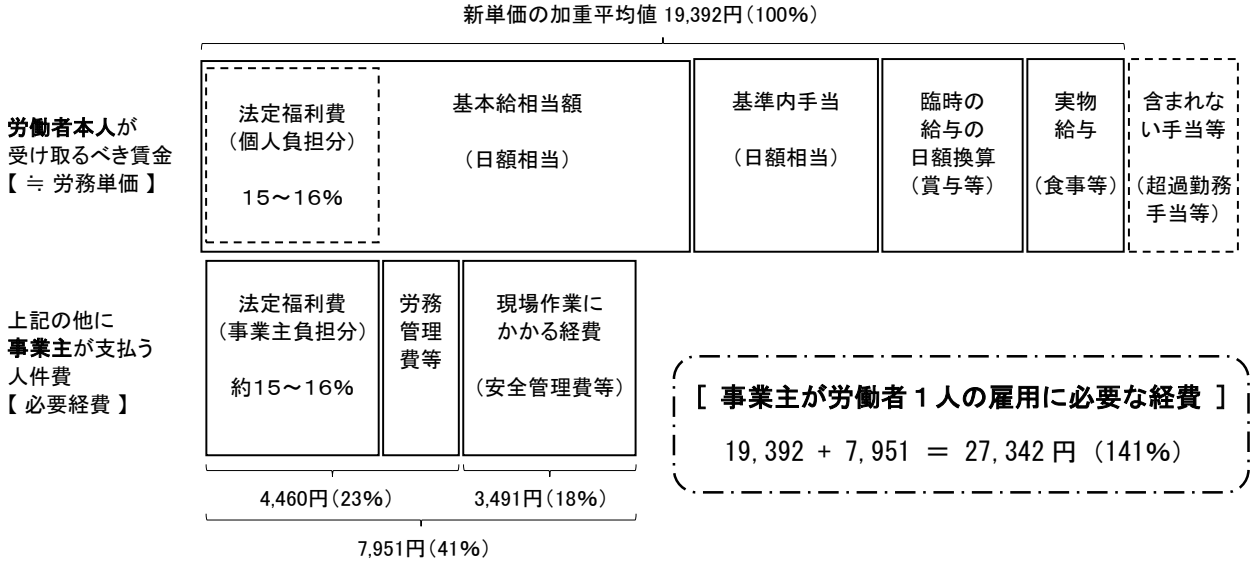

２　委託業務の技術者単価

全業種※の平均技術者単価　　～前年度比約 3.7%の上昇～

改　定　日	H29. 3. 1	H30. 3. 1	（増減）	H31. 4. 1	（増減）
長　野　県	21, 800 円 ～64, 300 円	22, 700 円 ～65, 500 円	(+3. 0%)	23, 100 円 ～68, 800 円	(+3. 7%)

※　測量、設計、地質調査など建設工事に係る委託業務

平成31年(2019年)3月1日

長野県建設部
長野県農政部
長野県林務部
長野県環境部

平成31年4月1日から適用する公共工事設計労務単価の取扱いについて

1　予定価格の作成について

平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から、新労務単価(別紙)を用いて予定価格を算出します。

＜予定価格作成に使用する労務単価＞

入札公告日	旧労務単価	新労務単価
～平成31年3月31日まで	○	
平成31年4月1日以降		○

2　平成31年３月31日までに入札公告が行われ、平成31年３月１日以降に契約を締結する工事について

契約後、請負代金額の変更を請求することができます。

変更後の請負代金額は以下により算出するものとします。

変更後の請負代金額＝$P_{新}$×ｋ

この式において、$P_{新}$及びｋは、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{新}$：新労務単価及び入札公告日時点の物価等により算出された予定価格

ｋ　：当初県積算額に対する請負代金額の比率

なお、土木工事標準単価、市場単価には適用しません。

平成31年2月28日までに契約が締結された工事には適用されません。

3　インフレスライド条項の適用について

平成31年２月28日までに契約を締結し、残工期が２ヶ月以上ある工事については、建設工事標準請負契約約款第25条第６項（インフレスライド条項）が適用できる場合がありますので、「賃金等の変動に対する建設工事標準請負契約約款第25条第６項（インフレスライド条項）運用マニュアル平成31年３月　長野県」を確認の上、対象となる場合は申請を行ってください。

別添1

国土入企第５４号
平成３１年２月２２日

建設業団体の長　殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの６度にわたる公共工事設計労務単価の上昇（平成２５年４月、平成２６年２月、平成２７年２月、平成２８年２月、平成２９年３月及び平成３０年３月）に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成３０年２月１６日付け国土入企第２７号等）を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体４団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、公共工事発注機関においては、平成２６年６月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号。以下「公共工事品質確保法」という。）等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

本日、国土交通省が平成３１年３月から適用する公共工事設計労務単価（以下

「新労務単価」という。）が決定・公表され、平成３０年３月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で３．３％、被災３県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では３．６％の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となったところです。これにより、平成２４年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で４８．０％、被災３県の平均では６４．０％の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となります。

こうした中、技能労働者の賃金は平成２９年までの５年間で約１４％上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっています。また、政府から経済界に対し、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところです。

以上を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添１を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

１．技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて

公共工事品質確保法においては、受注者の責務として、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第８条第１項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第８条第２項）等が位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善にもつなげるため、元請業者においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請業者との適切な価格での契約の締結や、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、平成２９年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請業

者においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請業者においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

２．インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添２のとおり、

① 平成３１年３月１日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 平成３１年２月２８日以前に契約を締結した工事のうち、３月１日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項の運用について」（平成２６年１月３０日付け国地契第５７号、国官技第２５３号、国営管第３９３号、国営計第１０７号、国港総第４７１号、国港技第９７号、国空予管第４９１号、国空安保第７１１号、国空交企第５２３号、国北予第３６号）の記１．（１）及び２．から８．まで（４．（３）を除く。）の規定を準用する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添１の記２．のとおり、適切な運用を要請したところである。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、１．の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

３．法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成２４年４月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。また、地方公共団体に対しては、別添１の記３．のとおり、適切な措置を要請したところである。

これらを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）の確保に努めること。また、平成２９年度に国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請業者ほど十分に法定

福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

加えて、平成２９年７月に建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年3月９日閣議決定。平成２６年９月３０日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請している。

４．若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

５．ダンピング受注の取り止めについて

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を取り止めること。

また、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１９条の３に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨を徹底すること。

６．適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、昨年７月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結すること。

以上

県資料 10

建設部 技術管理室

金抜設計書について

入札公告時等における設計内容の適切な明示、積算に係る受発注者の負担軽減を図るため、金抜設計書の作成に必要な定義、構成、保存期間等を含め詳細な要領を次のとおり定めた。

１　主な内容

（１）金抜設計書の定義

・ 金抜設計書とは、入札公告時等に入札参加者等が応札額の算出に必要、又は参考となる情報を明示した図書。

（２）金抜設計書の構成

・ 金抜設計書は、契約条件となる「設計図書の一部」と、契約条件とならない「参考図書」で構成。詳細については、別紙参照。

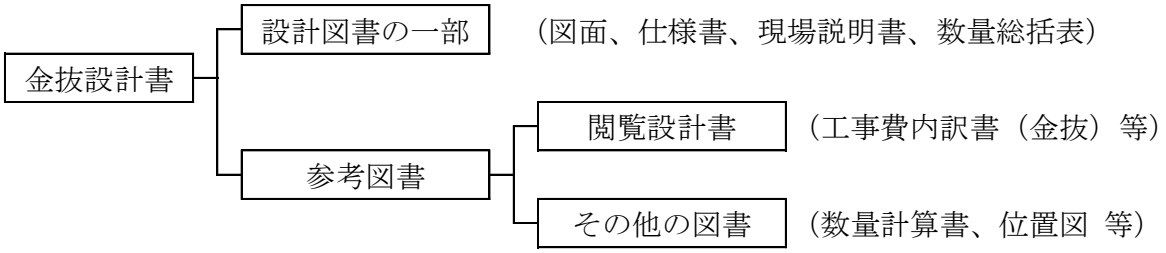

（３）閲覧設計書の作成上の留意点

・ 設計積算システムにより作成することを原則とする。※1
・ 数量、歩掛、積算条件を参考として明示する。※2

（４）金抜設計書の保存期間

・ 電子媒体又は紙媒体で、竣工（完了）検査が完了するまで保存する。

２　本要領の適用

建設部が平成 31 年４月１日以降に入札公告を行う建設工事等に適用。※3
ただし、建築工事を除く。

※１　任意の諸経費率を設定できるように設計積算システムを改修。これにより、保守点検業務等の積算も可能となる。

※２　本要領の施行に伴い、「応札者自らの積算を促す発注方式試行要領」は廃止する。

※３　他部局においても、本要領に準じて対応を図る予定。

（別紙）

金抜設計書の構成

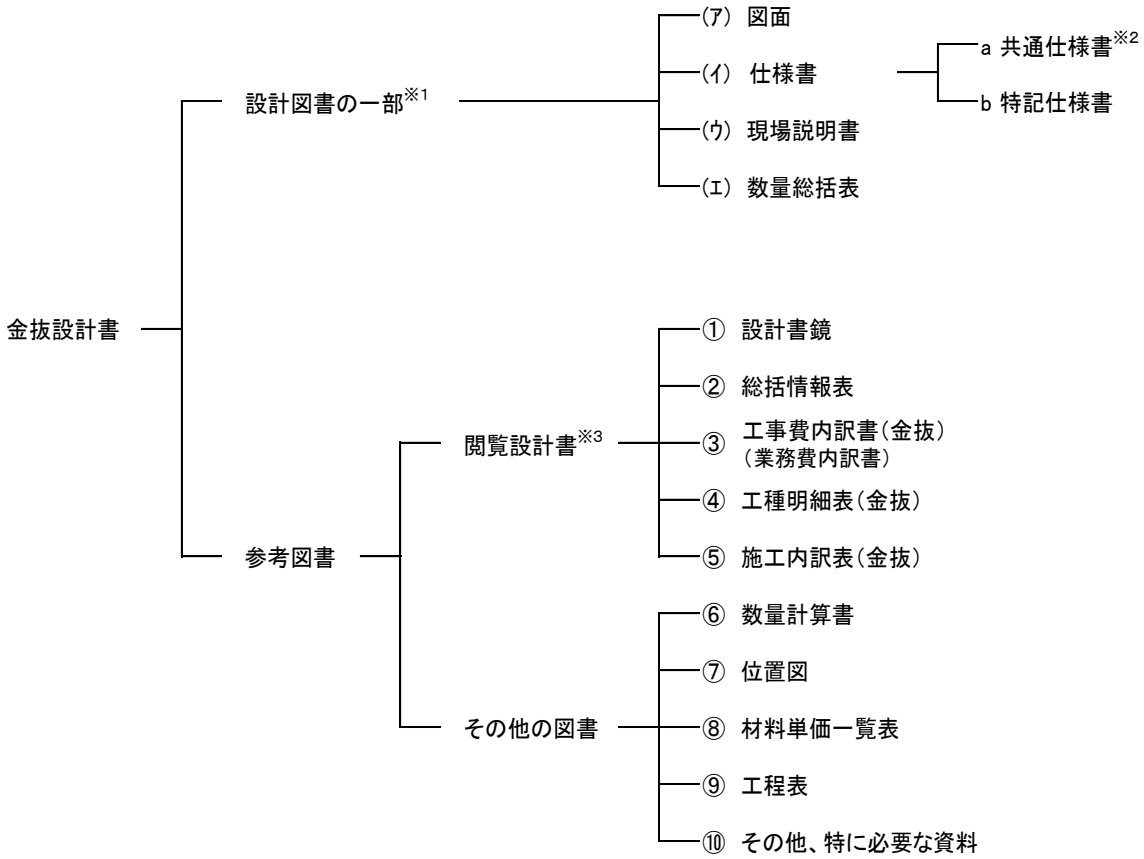

※1 「設計図書」の定義については、長野県土木工事共通仕様書（建設部）、又は設計業務等共通仕様書によるものとする。「設計図書」には、上記(ｱ)～(ｴ)の他に「現場説明に対する質問回答書」が含まれるが、金抜設計書には含まないものとする。

※2 共通仕様書は金抜設計書に添付しないこととする。

※3 閲覧設計書は、「長野県設計積算システム」（以下、積算システムという。）による様式とする（【巻末資料1】参照）。積算システムとは、建設工事及び業務委託等に関する積算価格を算出するための専用システムのこと。

県資料 11

平成 31 年度（2019 年度）建設工事等における ICT 技術活用の拡充

平成 31 年３月 11 日
長野県建設部建設政策課技術管理室

長野県建設部では、建設産業の生産性向上や、魅力の創出による担い手確保のため、ＩＣＴ技術の活用を積極的に推進しているところです。今後、更なる推進を図るため下記のとおり取り組んでまいります。

１　ＩＣＴ活用工事の拡充

（１）施工者希望型ＩＣＴ活用工事の拡大

○　平成 31 年４月１日以降に長野県建設部が入札公告を行う全ての工事※1において、ＩＣＴ技術の活用を可能とします（施工者希望型）。

○　現場の生産性向上の効果がある場合等で、ＩＣＴ技術の一部実施が可能な範囲を拡大します※2。

※1 原則として土工（掘削、盛土、法面整形）、舗装工（路盤工）を含む工事
災害復旧工事を除く。

※2　３次元起工測量、３次元設計および出来形管理は実施するが施工は通常建機で行う場合や、
３次元データを基にＩＣＴ建機での施工を行うが、出来形管理は通常の管理とする場合など。

（２）発注者指定型を実施

○　発注者指定型のＩＣＴ活用工事を一定数実施します。発注工事は平成 30 年度のＩＣＴ活用工事の実施状況により決定します。

施工者希望型：発注時は従来の土工または路盤工として積算し、契約後に受注者から希望があった場合ＩＣＴ活用工事として、実施した項目を変更対象とする。
発注者指定型：ＩＣＴ活用工事の実施を必須とし、必要な経費を当初設計で計上する。

２　３次元測量・設計の実施

○　ＵＡＶ等による公共測量、土工の３次元設計など、測量・設計段階からＩＣＴ技術を活用する業務の推進を図ります。

３　工事成績での加点の見直し

○　ＩＣＴの実施内容に応じて工事成績における加点の見直しを検討します。

現行：ＩＣＴ技術をすべて活用→「4.工事特性」「5.創意工夫」で加点（1.6点）
ＩＣＴ技術を一部活用　→「5.創意工夫」で加点（0.8点）
見直し：ＩＣＴ建機（MC）による施工を行った場合、上記に加えて加点を検討

４　その他

○ＩＣＴ活用工事を実施する企業を評価する総合評価落札方式の導入を検討。

道路管理課
平成31年度予定

県資料 12

平成31年度　道路維持補修業務の民間委託　予定箇所図

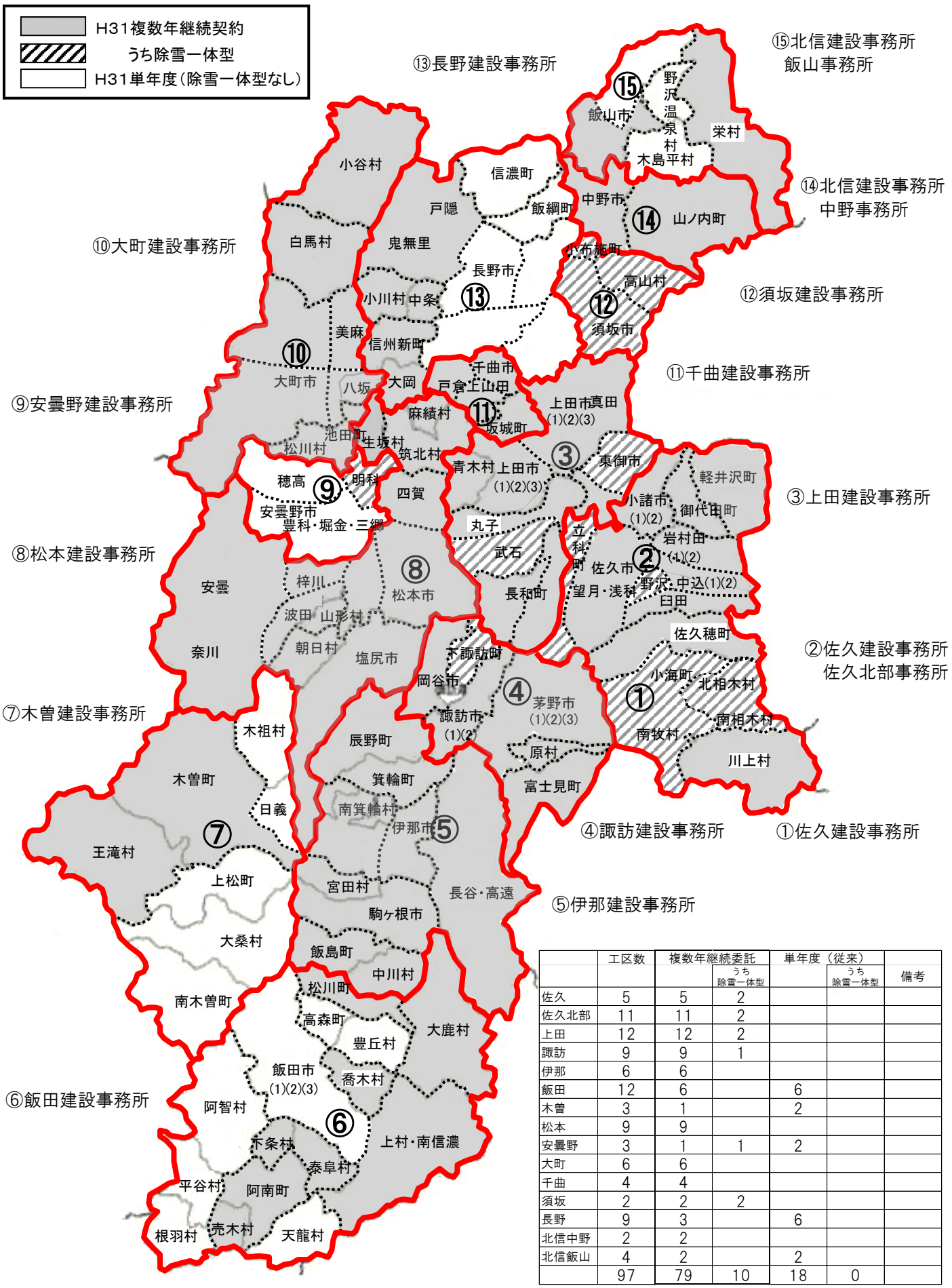

	工区数	複数年継続委託		単年度（従来）		備考
			うち除雪一体型		うち除雪一体型	
佐久	5	5	2			
佐久北部	11	11	2			
上田	12	12	2			
諏訪	9	9	1			
伊那	6	6				
飯田	12	6		6		
木曽	3	1		2		
松本	9	9				
安曇野	3	1	1	2		
大町	6	6				
千曲	4	4				
須坂	2	2	2			
長野	9	3		6		
北信中野	2	2				
北信飯山	4	2		2		
	97	79	10	18	0	

県資料 13

建設部　技術管理室

建設工事における総合評価落札方式（地域貢献実績型）の試行について（案）

1　現状と課題

○　建設業は、地域のインフラの整備や維持管理はもとより、災害時の緊急対応等、地域での重要な役割を担っている。

○　しかしながら、建設企業では今後、高年齢者の退職による深刻な担い手不足や、専門的技術の継承困難が想定される。

○　このため、地元建設企業がその役割を担い続けることができるよう、経営基盤の強化と技術力の向上を図る必要がある。

2　試行内容

地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を目的として、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を試行する。

（1）技術的な難度の低い工事を対象に、従来よりも簡易な総合評価落札方式を導入する。
（2）地域防災力に係る地域貢献度等の実績を評価する。
（3）過去の実績及び表彰等を評価項目としないことで、工事実績の蓄積と技術力の向上を図る。

建設工事の総合評価落札方式（地域貢献実績型）の評価項目

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>従来制度</th><th colspan="2">新制度</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">①
工事成績
（必須）</td><td>評価点＝7点×（工事成績点−65）/（最高工事成績点−65）</td><td>7.0</td><td colspan="2">−</td></tr>
<tr><td>評価点＝2点×（工事成績点−65）/（最高工事成績点−65）</td><td>−</td><td colspan="2">2.0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②
地域
貢献
（必須）</td><td>（必須）</td><td>災害復旧工事等の実績</td><td>−</td><td>2.0</td><td rowspan="3">4.0
〜
4.25</td></tr>
<tr><td></td><td>応急工事等の実績</td><td>−</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td>（加算）</td><td>その他（発注機関が定める建設業に係る地域貢献等の実績）＊加算点＊</td><td>−</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事実績</td><td>同種工事の実績、優良工事等表彰実績の有無</td><td>2.0</td><td>問わない</td><td>−</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③
施工体制
（選択）</td><td colspan="2">当該工事の指定工種における直営施工の有無</td><td>−</td><td rowspan="2">1.0</td><td rowspan="8">最大
2.0点</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該工事で主に使用する建設機械の自社保有の有無</td><td>−</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④
地域要件
（選択）</td><td colspan="2">当該市町村等本店を置く者</td><td>−</td><td rowspan="2">1.0</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所の近隣での工事実績を有する者</td><td>−</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会貢献
（選択）</td><td colspan="2">長野県又は長野県内市町村の道路除融雪の契約実績を有する者</td><td>0.5</td><td rowspan="2">問わない</td></tr>
<tr><td colspan="2">県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修を契約している者</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>技術者配置</td><td colspan="2">優良技術者表彰受賞者、同種工事実績の有無</td><td>1.0</td><td>問わない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤技術者配置
（選択）</td><td colspan="2">求める資格を有する主任技術者が配置できる場合</td><td>0.5</td><td rowspan="2">1.0</td></tr>
<tr><td colspan="2">主任技術者に若手技術者（40歳未満）を配置できる場合</td><td>−</td></tr>
<tr><td>建設ﾏﾈｼﾞﾒﾝ</td><td colspan="2">経営事項審査の（W!1）により評価する</td><td>1.0</td><td>問わない</td></tr>
<tr><td>⑥履行体制
（必須）</td><td colspan="2">手持ち工事量</td><td>−</td><td colspan="2">−1.0</td></tr>
<tr><td colspan="3">価格以外の評価点</td><td></td><td colspan="2">8.0〜8.25</td></tr>
<tr><td colspan="3">価格点</td><td></td><td colspan="2">91.75〜92</td></tr>
<tr><td colspan="3">総合評価点</td><td></td><td colspan="2">100</td></tr>
</table>

※　①、②、⑥は必須、③〜⑤は２項目を選択。
※　評価項目は、案件ごと定める。

3　対象工事

土木一式工事又はとび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（5,000 万円未満）